

整理番号	28007
評価対象年度	令和3年度
編成区分	当初

事務事業評価(事前)シート

提出日	令和2年11月13日
事業担当課	こども健康課
担当者・内線	池田(美)・4674

《基本情報》

事務事業名	予防接種再接種費		<input checked="" type="checkbox"/> 新規
			<input type="checkbox"/> 拡大
基本施策	F8 安心できる衛生環境を確保します		
基本施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	市民や観光客が	感染症や食中毒等の健康被害から守られている。	
個別施策	F8-1 感染症の発生と感染拡大を防止します		
個別施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	市民が	感染症の発症やその重症化から守られている。	

《事業の目的及び現在の取組み概要等》

現状・問題点	骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫を消失された児童については、感染症予防の観点から、ワクチンの再接種は必要なものと思われるが、定期予防接種は、予防接種法に基づき実施されるもので、法により予防する疾病や対象者、接種回数等が決められていることから、一度接種したワクチンの再接種は、定期予防接種の適用外となっている。 そのため、予防接種の再接種が必要と判断された児童が、再接種を行う場合は、その費用は自己負担となることから、保護者にとって、経済的にも大きな負担になっている。
目標(誰(何)をどのような状態にしたいのか)	骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫を消失された児童が一度接種したワクチンの再接種をする際の経済的負担が軽減され、疾病の発生及びまん延を予防している。
課題(どういふことをする必要があるのであるのか)	一度接種したワクチンの再接種をするための費用を助成する必要がある。

上記の問題点に対して現在行っている事業の有無	有・ <b>無</b> ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等)
当該新規・拡大事業を行うにあたり、縮小・統合・廃止する事業	有・ <b>無</b> ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等) 新規・拡大事業を行うためには、今までやってきた取組みを検証し、成果や効果が低い事務事業の終了も含めた「選択と集中」に努めることが不可欠です。

《事業の概要》

事業の具体的内容 (対象、事業主体、事業期間、総事業費、事業費内訳等記載)	<p>予防接種法に基づき実施される定期予防接種のうち、A類疾病(ロタウイルス感染症を除く)にかかる予防接種に対して、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫を消失された児童が20歳に達する日までに再接種したものについて助成する。ただし、予防接種法施行規則で定める接種年齢に制限のある予防接種については、定められた年齢までに再接種したものについて助成する。(予防接種の種類等は別紙のとおり)</p> <p>【事業期間】令和3年度～  【総事業費】905千円  【事業費内訳】令和3年度 需用費:14千円  役務費:33千円  扶助費:858千円(286千円×3人)</p>
業務量の増減	3時間の増 (6件×0.5h)

市民等の参画と協働のまちづくり (取組みに☑をし、その内容を記載)	<input type="checkbox"/> 情報共有 <input type="checkbox"/> 参画 <input type="checkbox"/> 協働					
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰り返し <input type="checkbox"/> 期間限定 ( 年度～ 年度 )					
予算額	金額(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	当年度	905	0	0	0	905
	総額					
	財源名称					
成果(活動)指標	指標(単位)	再接種費用助成認定者に対するの助成率(%)				
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	目標値	100	100	100	100	100
	成果指標及び目標値の説明	予防接種再接種費用助成の認定を受けた者に対するの助成率を成果指標とし、認定者全てが助成を受けることを目標値とする。				

## 評価結果

(1)今後の事業の方向性と理由	
<input checked="" type="checkbox"/> 採択	<input checked="" type="checkbox"/> 所管案のとおり <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 事業規模拡大 <input type="checkbox"/> 事業規模縮小 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分
<input type="checkbox"/> 一部不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分
(2) 評価会議における指摘事項	
<p>骨髄移植等により予防接種で得た免疫が消失した児童については、感染症予防の観点から、ワクチンの再接種が必要と考えられるが、予防接種法に基づき実施される定期予防接種は、法により対象者、接種回数等が定められていることから、再接種は定期予防接種の適用外となっている。</p> <p>そのため、予防接種で得た免疫を消失された児童が20歳に達する日までに再接種した費用について助成するものである。</p> <p>ワクチンの再接種に係る経済的負担が軽減されることで、疾病の発生及びまん延の予防につながることから事業の実施は適当である。</p>	